

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	フィード・ワン株式会社
【英訳名】	FEED ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 庄司 英洋
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2
【電話番号】	045-311-2300
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 大友 世美成
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2
【電話番号】	045-311-2300
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 大友 世美成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

感染症拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することが出来る旨を設けるものです。また、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、山内孝史、庄司英洋、畠中直樹、荒木田幸浩、梅村芳正、石塚章夫、久保田紀久枝、後藤敬三、渡部修、辻孝夫の各氏を選任するものです。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、青山徹、近田直裕の両氏を選任するものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、石久保善之氏を選任するものです。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の報酬額（年額3億円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額4千万円以内と改定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	277,222	18,493	181	(注) 1	可決 93.0
第2号議案 定款一部変更の件	295,218	496	184	(注) 1	可決 99.0
第3号議案 取締役10名選任の件					
山内 孝史	294,581	1,266	51	(注) 2	可決 98.8
庄司 英洋	294,561	1,286	51		可決 98.8
畠中 直樹	294,633	1,214	51		可決 98.8
荒木田 幸浩	294,676	1,171	51		可決 98.8
梅村 芳正	294,708	1,139	51		可決 98.8
石塚 章夫	293,940	1,907	51		可決 98.6
久保田 紀久枝	294,632	1,215	51		可決 98.8
後藤 敬三	294,656	1,191	51		可決 98.8
渡部 修	248,724	47,122	51		可決 83.4
辻 孝夫	294,846	1,001	51		可決 98.9
第4号議案 監査役2名選任の件					
青山 徹	294,505	1,237	156	(注) 2	可決 98.8
近田 直裕	295,184	681	33		可決 99.0
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	295,219	648	31	(注) 2	可決 99.0
第6号議案 取締役報酬額改定の件	293,594	2,210	94	(注) 3	可決 98.5

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。